

総行安第39号  
令和5年8月2日

各都道府県総務部（局）長  
（安全衛生担当課扱い）  
（市町村担当課・区政課扱い）  
各都道府県人事委員会事務局長  
各指定都市総務局長  
（安全衛生担当課扱い）  
各指定都市人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
（公印省略）

#### 令和5年度全国労働衛生週間の実施について

標記について、厚生労働省においては、国民の労働衛生意識の高揚及び産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、本年も別添の「令和5年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、10月1日から10月7日までを本週間、9月1日から9月30日までを準備期間として、全国一斉に積極的な活動を実施することとしています。

地方公共団体は、同実施要綱において協力者と位置づけられ、厚生労働省等の主唱者及び協賛者が行う各種取組への支援・協力が求められているとともに、各事業場を持つ実施者として、本週間においては、職場巡視やスローガン等の掲示、優良職場の表彰等、準備期間中においては、過重労働による健康障害防止のための総合対策、メンタルヘルス対策の推進、身体機能の低下等を考慮した高年齢労働者に対する健康づくりの推進、石綿による健康障害防止対策、受動喫煙防止対策、熱中症予防対策の推進、テレワークを行う労働者の健康確保等の推進などの実施を求められているところです。

つきましては、全国労働衛生週間の趣旨をご理解いただき、対応いただくとともに、労働衛生管理活動の推進等のため、各部局等への周知方よろしく申し上げます。

各都道府県総務部（局）長におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び一部事務組合等に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

安全厚生推進室安全厚生係  
(担当：板垣、森田、高木)  
T E L : 03-5253-5560 (直通)